

(2021 年 11 月 15 日 ～ 2022 年 2 月 15 日まで適用)

1.商品名	ニコニコパックキャンペーン
2.取扱期間	2021 年 11 月 15 日(月)～2022 年 2 月 15 日(火)まで
3.販売対象	個人のお客さま
4.商品内容	投資信託を 25 万円以上ご購入いただいたお客さまを対象に、特別金利の定期預金を 25 万円以上から投資信託ご購入金額の範囲内でお預けいただける運用プランです。
5.投資信託に関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託のご購入に際しては、「商品リーフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」等を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。「商品リーフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」等は福岡中央銀行本支店等にご用意しています。 投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等(申込手数料、換金時の手数料、信託財産留保額)が合計でお取引金額の最大 3.6%(消費税込)必要です。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年率 1.925%(消費税込)を信託報酬として、その他に運用状況等により変動するため事前に料率、上限額を示すことのできない監査費用や組入有価証券の売買にかかる売買委託手数料等をその他諸費用として信託財産を通じてご負担いただきます。お客様にご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。これらのリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、福岡中央銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 福岡中央銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。 対象となる投資信託につきましては、店頭までお問い合わせください。 投資信託の購入金額は 25 万円以上(申込手数料、消費税含む)です。 販売会社情報 [商 号 等]株式会社福岡中央銀行(登録金融機関) [登録番号]福岡財務支局長(登金)第 14 号 [加入協会]日本証券業協会
6.定期預金の種別	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期預金 定型方式 預入期間 1 年 自動継続扱い
7.定期預金預入方法	
(1)預入方法	一括入金
(2)預入金額	25 万円以上投資信託ご購入金額(申込手数料、消費税含む)まで
(3)預入単位	25 万円以上 1 円単位
8.定期預金払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
9. 定期預金利息	
(1)適用利率	固定金利 期間 1 年 : 年利 1.00% (税引き前) 初回満期日以降は継続日当日の店頭表示金利での継続となります。
(2)利払頻度	スーパー定期預金に準じます。
(3)計算方法	付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算
10.定期預金の税金	<ul style="list-style-type: none"> 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%) 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優のご利用ができます。

11.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座でお預けの定期預金は、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優制度の取扱いができます。 				
12.定期預金中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。中途解約利率が解約日時点での普通預金利率を下回る場合は、解約日時点での普通預金利率を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="512 400 1082 479"> <tr> <td data-bbox="512 400 799 443">6か月未満</td> <td data-bbox="799 400 1082 443">解約時の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 443 799 479">6か月以上1年未満</td> <td data-bbox="799 443 1082 479">約定利率×50%</td> </tr> </table>	6か月未満	解約時の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
6か月未満	解約時の普通預金利率				
6か月以上1年未満	約定利率×50%				
13.当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109または03-5252-3772</p>				
14.苦情処理措置および紛争解決措置	<p>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 連絡先：証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号：0120-64-5005</p>				
15.金利情報の入手方法	<p>店頭備え付けの金利表示ボード及び、インターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問い合わせください。</p>				
16.その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・ATMでのお取引は対象外とさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・自動継続後の利率は、継続時のスーパー定期預金店頭表示金利を適用します。 ・特別金利は、今後の金利情勢、その他の事情により変更する場合があります。 ・本定期預金については、定期預金通帳または総合口座通帳にて取扱います。 ※証書の発行は行いません。 				